

本書面は、電気事業法の規定にもとづき、ご契約に関する重要事項を説明するものです。
下記に定めのない事項は、低圧供給約款（基本契約要綱・料金表）および一般送配電事業者または配電事業者の定める託送供給等約款等によります。
なお、低圧供給約款（基本契約要綱・料金表）は、当社ホームページ（<https://kagafuru-denki.com/>）等でご確認いただけます。

< ご契約に関する重要事項 >

加賀再エネプラン（低圧）

電気料金メニュー・単価表 ※ 料金単価には、消費税等相当額（10%）を含んでいます。

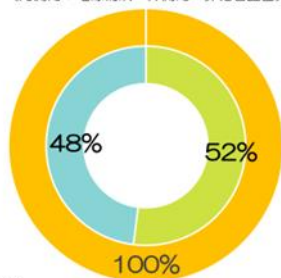
| 加賀再エネ 特約単価 | 単位 | 料金単価 |
|---------------|----------------------|-------|
| | 加賀再エネ電力量 1 kWhにつき | 2.20円 |

- 再生可能エネルギー電源100%の電気をお届けする、CO₂排出量ゼロの価値を付加した電気料金メニューです。
※ 加賀市内の再生可能エネルギー発電所（水力発電所等）の環境価値を活用した再エネ電気を供給いたします。
- 現在お使いの電気料金メニューとあわせてご契約いただくことで、お使いの電気のCO₂排出量がゼロになります。
- 加賀再エネ電力量（お客さまがご契約の電気料金メニューのひとつ月の使用電力量）に応じて算定した加賀再エネ特約額を、お客さまがご契約の電気料金メニューのひとつ月の電気料金に加算します。

加賀再エネプラン（低圧） 電源構成・非化石証書使用状況（計画値）

2023年度供給電力分計画値

（内側円：電源構成 外側円：非化石証書）



- 非化石証書あり（再エネ指定） 100%
- 水力（3万kW未満、FIT電気を除く） 52%
- 水力（3万kW以上） 48%

<CO₂排出係数> 0.000kg-CO₂/kWh

CO₂排出係数
0.000kg-CO₂/kWh

- ※ F I T電気とは再生可能エネルギーの固定価格買取制度のもと、調達した水力・太陽光・風力等の電気をいいます。
- ※ 過去の実績値等は、当社ホームページにてお知らせいたします。

加賀再エネプラン（低圧）のご契約にあたっての主な重要事項

ご契約期間について

- 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間）の末日までといたします。なお、お客さまから特段のお申し出がない場合、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続させていただきますので、お手続きは不要です。詳細は、裏面をご確認ください。

その他

- 低圧供給約款（料金表）「加賀再エネプラン（低圧）」の他、あわせて契約される契約種別の「ご契約に関する重要事項」もご確認ください。

【取次事業者】

株式会社加賀ふるさとでんき
〒922-0057
石川県加賀市大聖寺八間道65番地
かが交流プラザさくら2階
<https://kagafuru-denki.com/>
TEL 0761-76-7077（平日：8:30-17:15）

【小売電気事業者】

北陸電力株式会社
小売電気事業者登録番号 A0271
〒930-8686 富山市牛島町15番1号
<https://www.rikuden.co.jp/>

【一般送配電事業者】（北陸エリア）

北陸電力送配電株式会社 0120-837119（24時間）
※ 停電・電気の設備（電柱・電線など）に関するお問い合わせ

低圧供給約款（料金表）加賀再エネプラン（低圧）
（2022年7月1日実施）

1 附帯契約種別

この低圧供給約款（料金表）の加賀再エネプラン（低圧）（以下「この料金表」といいます。）の附帯契約種別は、加賀再エネプラン（低圧）といたします。

2 適用範囲

当社が指定する低圧供給約款（料金表）の契約種別のいずれか（以下「他の料金表」といいます。）により電気の供給を受ける場合に適用いたします。ただし、当社がやむを得ない事情があると認めた場合を除きます。

3 電源構成

(1) 当社または当社が取次契約を締結する小売電気事業者（以下、「当該小売電気事業者」といいます。）は、この料金表による電気の供給に先立ち、この料金表により供給する再生可能エネルギー由来の電気が、当社または当該小売電気事業者等が石川県加賀市において運営する再生可能エネルギー発電所（以下、「再エネ発電所」といいます）。由来の非化石証書を使用した電気で構成されるよう計画を策定し、その電源種別ごとの構成比率および非化石証書の使用状況を算定いたします。

なお、非化石証書とは、一般社団法人日本卸電力取引所が運営する非化石価値を取引する市場において取引する非化石証書といたします。

(2) 当社または当該小売電気事業者は、供給した電気の電源種別ごとの構成比率および非化石証書の使用状況を算定いたします。

(3) 当社は、(1)または(2)で算定した電源種別ごとの構成比率および非化石証書の使用状況を、原則として、電磁的方法によりお客さまにお知らせいたします。

(4) 当社または当該小売電気事業者およびお客さまは、非化石証書に含まれる環境価値について、重複することなく適正に管理および使用するものといたします。

4 料金の適用開始の日

5（料金）は、原則として、この契約が成立した日の直後の検針日（この契約が成立した日と検針日が同日の場合は、この契約が成立した日といたします。）以降に使用される電気にかかる料金から適用いたします。

なお、新たに電気を使用されるお客さまについては、「この契約が成立した日」を「需給開始の日」と読み替えるものといたします。

5 料 金

各月の料金は、他の料金表によって算定された基本料金、基本使用料金または最低料金および電力量料金の合計から、この料金表以外の低圧供給約款（料金表）によって算定された割引額を差し引いたものに、(1)によって算定された1月の加賀再エネ特約額を加えたものに、再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。

(1) 加賀再エネ特約額

加賀再エネ特約額は、1月につき次により算定いたします。

加賀再エネ特約額 = (2)の加賀再エネ電力量 × (3)の加賀再エネ特約単価

(2) 加賀再エネ電力量

加賀再エネ電力量は、他の料金表による需給契約の1月の使用電力量といたします。

(3) 加賀再エネ特約単価

加賀再エネ特約単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき 2円20銭

6 契約の解約

当社は、お客さまが2（適用範囲）に適合しなくなった場合、原則として、この契約を解約いたします。その場合、原則として、お客さまが2（適用範囲）に適合しないことが明らかになった日の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に解約するものといたします。ただし、お客さまが他の料金表による需給契約を廃止した場合は、需給契約が消滅した日にこの契約も消滅するものといたします。

7 契約の廃止

(1) お客さまがこの料金表による契約を廃止しようとする場合は、あらかじめ当社に通知していただきます。

(2) この料金表による契約は、原則として、お客さまが当社に通知された日の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に消滅するものといたします。ただし、お客さまが他の料金表による需給契約を廃止した場合は、需給契約が消滅した日にこの契約も消滅するものといたします。

8 その他

(1) その他の事項については、低圧供給約款（基本契約要綱）および他の料金表を準用するものといたします。

(2) 当該小売電気事業者が調達する再生可能エネルギー由来の電気および再エネ発電所の発電状況、この料金表の適用状況その他の理由によっては、当該小売電気事業者は、加賀再エネ電力量の一部または全部を供給できない場合があります。この場合には、当社または当該小売電気事業者は、お客さまに生じた損害について賠償の責めを負いません。

(3) (2)の場合で、当該小売電気事業者が供給できなかった加賀再エネ電力量にかかる加賀再エネ特約額を、当社が既に申し受けているときは、当社は、当該供給できなかった加賀再エネ電力量にかかる加賀再エネ特約額に相当する金額を、お客さまにお返しいたします。